

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和3年7月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第30号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第44号）中第27条の改正規定の施行期日は、令和3年10月1日とする。

（文化市民局地域自治推進室）